

医療プランワイド

(医療保険【損害保険】)

加入対象区分



意向確認【ご加入前のご確認】

医療プランワイドは、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

この医療保険契約には下記の特約がセットされています。

三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約

制度の特長

- 三大疾病、所定の生活習慣病、女性疾病による入院・手術の場合、医療保障プランに上乗せして保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態に該当した場合、保険金をお支払いします。



医療保障プランとセットで在職中にご加入いただくと、退職後も「医療保障プラン」とセットで69歳まで継続が可能です！

保障内容

入院

手術

介護



医療プランワイドをセットすると以下のような病気による入院等のときに受けられる給付が拡大します。
※医療プランワイドに加入するには医療保障プランにご加入していることが条件となります。

入院保険金日額・手術基準日額:5,000円、介護保険金額:100万円

基本部分 (男女共通部分)	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）で入院したとき (三大疾病入院保険金)	5,000円×入院日数(支払日数無制限)
	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）で所定の手術を受けたとき (三大疾病手術保険金)	手術の種類に応じて 5万円・10万円・20万円
	糖尿病・高血圧性疾患により入院したとき (糖尿病・高血圧入院保険金)	5,000円×入院日数
	糖尿病・高血圧性疾患で所定の手術を受けたとき (糖尿病・高血圧手術保険金)	手術の種類に応じて 5万円・10万円・20万円
	腎臓病・肝臓病により入院したとき (腎臓病・肝臓病入院保険金)	5,000円×入院日数
	腎臓病・肝臓病で所定の手術を受けたとき (腎臓病・肝臓病手術保険金)	手術の種類に応じて 5万円・10万円・20万円
	所定の要介護状態になったとき (介護保険金)	100万円(1回限度)
女性特約	女性疾病で入院したとき (女性疾病入院保険金)	+5,000円×入院日数
	女性疾病で所定の手術を受けたとき (女性疾病手術保険金)	手術の種類に応じて +5万円・+10万円・+20万円
	女性が特定障害で所定の形成術等を受けたとき (女性疾病手術保険金)	手術の種類に応じて 10万円・20万円

◎『三大疾病』とは、「がん（上皮内がんを含みます）、急性心筋梗塞、脳卒中」を指します。

◎『女性疾病』には、子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。

*糖尿病・高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保険金、女性疾病入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき365日、通算して700日を限度とします。

*三大疾病入院保険金のお支払日数の限度はありません。

*手術保険金のお支払限度はありません。ただし一部制限を設けている手術の種類があります。

*介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。

*本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】●保険期間中のコース変更（保険金額の増額、減額等） ●保険期間の変更 ●保険料の払込方法の変更 など

・入院保険金・手術保険金・介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術はお支払の対象となりません。

・保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません（注）。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。

（注）したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。

・お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。

①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額

②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額

・被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。

・被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

・被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払します。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術（抜釘術）や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。

・同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払します。

・保険金受取人は被保険者本人になります。

・介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。

・詳細は約款の規定によります。

お支払対象となる三大疾病、糖尿病・高血圧性疾患、腎臓病・肝臓病、女性疾病、手術および倍率、要介護状態等の詳細については、引受損害保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

月額保険料

加入対象区分	保険年齢(生年月日)	基本部分保険料 (男性・女性共通) (5コース)	女性特約付 (基本部分+女性特約) (5Jコース)
本人 配偶者	16～20歳 (H.15.6.2～H.20.6.1)	350 円	620 円
	21～25歳 (H.10.6.2～H.15.6.1)	350	660
	26～30歳 (H.5.6.2～H.10.6.1)	370	810
	31～35歳 (S.6.3.6.2～H.5.6.1)	390	770
	36～40歳 (S.5.8.6.2～S.6.3.6.1)	400	810
	41～45歳 (S.5.3.6.2～S.5.8.6.1)	410	920
	46～50歳 (S.4.8.6.2～S.5.3.6.1)	480	1,110
	51～55歳 (S.4.3.6.2～S.4.8.6.1)	890	1,610
	56～60歳 (S.3.8.6.2～S.4.3.6.1)	1,400	2,210
	61～65歳 (S.3.3.6.2～S.3.8.6.1)	2,190	3,030
66～69歳 (S.2.9.6.2～S.3.3.6.1)	3,170	4,020	

*保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

*年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

（例）保険年齢40歳＝令和5年12月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

*記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

医療保障プラン・医療プランワイドについて

医療保障プラン 日額10,000円コース 加入の場合

給付例
1

白内障・水晶体観血手術を受けました。

10,000円×10倍=10万円 給付

給付例
2

帝王切開娩出術を受けました。

10,000円×10倍=10万円 給付



「医療保障プラン」は
死亡、ケガや病気による入院・手術を保障します。
(入院は、1日目*から保障します)
*病気やケガで継続して2日以上入院のとき

- ★胃かいようで入院
- ★ヘルニア根本手術
- ★レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)
- ★衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)
- ★交通事故による入院
- ★痔瘻・脱肛・裂肛・痔核根本手術(根治を目的としたもの)
- ★悪性新生物根治手術
- ★帝王切開娩出術
- ★体内用ペースメーカー埋込術(電池交換を含む)

保険金・給付金をお支払いできる場合、
お支払いできない場合の事例

事例

責任開始期(加入日)より前の受傷・発病(入院給付金について)

お支払い
できる場合

責任開始期(加入日)以降に発病した「椎間板ヘルニア」で入院したケース。

お支払い
できない場合

責任開始期(加入日)より前に発病していた「椎間板ヘルニア」で入院したケース。

「責任開始期(加入日)以降に発病した疾病」に該当しないため、お支払いできません。

詳細は、「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。

※給付の対象となる手術・給付倍率については、パンフレットP32~34をご参照ください。

医療保障プラン 日額10,000円、医療プランワイド 5,000円 加入の場合



糖尿病で126日入院した場合いくらもらえるの？

	1~124日まで	125日~365日まで	366日~無制限	合計	
医療保障プラン	124日分 ×10,000円	0円	0円	1,240,000円	糖尿病で 126日入院すると 合計 187万円
医療プランワイド	124日分 ×5,000円	2日分 ×5,000円	0円	630,000円	

1日目から

124日まで

最長365日

医療保障プランより 10,000円

医療保障プランの支払対象は?
病気やケガ

医療プランワイドより 5,000円

三大疾病入院は支払日数無制限

医療プランワイドの支払対象は？

- 三大疾病 (がん、急性心筋梗塞、脳卒中)
- 糖尿病
- 腎臓病
- 高血圧性疾患
- 肝臓病
- 女性疾病(乳がん、子宮筋腫等)

※上記は医療保障プランと医療プランワイド(損保部分)の両方に加入した場合のものです。

※医療保障プランと医療プランワイドではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なる場合があります。

契約概要・注意喚起情報【損害保険】

医療プランワイド（医療保険）

傷害プラン（熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付普通傷害保険）

長期療養プラン（精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険）

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

1. お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）
この保険は、ご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ）の適用がありません。
2. 告知義務・通知義務等
(1) お申込時にご注意いただきたいこと（申込書兼告知書記載上の注意事項）

■職業・職務や健康状態について

お申込時においては事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。その告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります（解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります）。特に、職業・職務や健康状態については十分ご注意ください。

- (2) お申込後にご注意いただきたいこと

■職業または職務の変更について

お申込後、職業または職務に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受損害保険会社にご通知ください。ご通知がない場合は、保険金を削減してお支払いすることやご契約のその被保険者に対する部分が解除されることがありますのでご注意ください。

なお、変更によって、以下の職業または職務に該当した場合は、ご契約を解除することがあります。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

■被保険者による保険契約の解除請求について

医療プランワイド、傷害プランでは、被保険者となることに同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、企業・団体窓口にご連絡ください。

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意ください事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

1. 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険者とし、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

2. 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い（支払事由）

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	補償内容 保険料	支払事由
医療プランワイド	P4	P25	P14、15	P15
傷害プラン	P4		P21	P39
長期療養プラン	P4		P24	P45

※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。

※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】4. 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

3. 満期返れい金・配当金

この保険には、満期返れい金・配当金はありません。

4. 脱退による返れい金

この保険には、脱退による返れい金はありません。

5. 引受損害保険会社

明治安田損害保険株式会社

本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

電話番号：03-3257-3177（営業推進部）

3. 責任開始期

保険責任は、保険期間（保険のご契約期間）の初日の午前0時に始まります。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

- 責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。
- 上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。
医療プランワイド（P35）、傷害プラン（P39）、長期療養プラン（P45）

5. 補償の重複

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約（他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目	補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
団体長期障害所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

6. 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

7. 事故が起こった場合等のご連絡先

- 事故が起こった場合、保険金支払事由が生じた場合、または就業障害が開始した場合には、遅滞なく企業・団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。

8. ご照会・ご相談窓口

制度内容等に関する照会・相談窓口

制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の企業・団体窓口へお問い合わせください。

引受損害保険会社の苦情・相談窓口

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。
明治安田損害保険株式会社 お客様相談室
0120-255-400 [フリーダイヤル（無料）]
【受付時間】午前9時～午後5時（土、日、祝日および年末年始を除きます。）

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター

<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡（指定紛争解決機関）>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会

そんぽADRセンター

0570-022808 [ナビダイヤル（有料）]

※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

【受付時間】午前9時15分～午後5時（土、日、祝日および年末年始を除きます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)